

## 社会福祉士が行なう成年後見制度に関する活動例

岡 恒 忠

### 〔抄録〕

2005年に独立型社会福祉士事務所を開業して、間もなく13年目を迎えようとしている。その間、成年後見制度に関わる業務、主として成年後見人等の受任を行い、成年後見制度に関する相談業務及び各種講師業等を行ってきた。

成年後見人等の職務には大きく身上監護と財産管理とがある。それらの職務を行なうためには、本人を中心に家族・親族、家庭裁判所、行政機関、金融機関、福祉サービス提供事業者等との関係が生じてくる。本人及び各種機関等での業務を通じた社会福祉士として学んだこと、更には伝えたいことを重度知的障害者の事例を通して報告する。

キーワード：社会福祉士 民法第858条及び第859条 成年後見制度利用促進 本人の意思決定支援 合理的配慮

### 1. はじめに

筆者は知的障害者更生施設（当時）の現場職員として勤務していた2003年3月に当時の社団法人（現在は、公益社団法人）日本社会福祉士会（以後、日本社福士会）主催の生涯研修専門分野別研修「成年後見人養成研修」を修了したことの認定を受けた。

受講の動機は、成年後見人等として受任することではなく、施設機能として利用者の多くは成年後見制度の利用を必要することは想像に難しくなく、いずれ成年後見人等と称する者が現れることが推測できた。受講要件として成年後見人等を受任することが明記されている。しかしそのことに反し、筆者は彼らがどのような権限を持っているのか、更に、施設職員として彼らにどのように対応すれば良いのかを知るために受講した。

しかし、受講修了後、「ばあとなあ」（受講修了者で構成）に名簿登録をし、それは家庭裁判所に提出された。その後同年に、家庭裁判所調査官から同一法人他施設の利用者の成年後見人等の候補者にとの打診があった。しかし、他施設であっても同一法人なので異動等で成年後見人等と同一施設になることが考えられ、その場合は利益相反になるのではないかと調査官に伝え、この候補者にとの件は終了した。

このような経緯もあり、ニーズを持った人により寄り添ったことをしたく、成年後見人等受任を中心とした開業に踏み切った。

## 2. 成年後見制度の概要

成年後見制度自体の説明は、後述の一般的な後見等事務あるいは実践例で説明する。

次に述べるように成年後見制度は判断能力の低下に伴いニーズが生じた人の権利擁護のための道具（手段）の一つであり、成年後見人等（成年後見人、保佐人、及び補助人の法定後見三類型を指す）の立場は、家庭裁判所で審判がなされ確定した法定代理人であり、公的な立場であるとされている。

現在の成年後見制度は、以前の財産の管理と保全であった禁治産準禁治産の制度から民法が改正され、2000年4月施行において本人の意思の尊重及び身上監護が謳われ、しかも財産管理の規定よりも前条に規定された。このことは意義あることと考える。

民法第858条には成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮を「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」と定められており、身上配慮義務とも言われている。

そして、同法第859条で財産の管理及び代表について、日常的な金銭管理を除き「後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。」と定めている。このことは、先ず成年被後見人等が日常生活及び社会生活を送る上で自分らしく生活し、そのために財産を使用することが法的に守られることを意味しているのではないかと考える。

但し、居住用不動産（土地及び建物）については家庭裁判所に審判を申立て、許可を得る必要があり、成年後見人であっても勝手に処分はできない。これは、成年被後見人等が今まで居住していた環境や思い出等を大切にするという考えに基づいている。

成年被後見人等が自分らしく、しかも、より良い日常生活及び社会生活を送るための支援を行うには、成年被後見人等の自己決定を尊重し、現有（残存）能力を活用してノーマライゼーションの理念に基づき本人の最善の利益を念頭に本人の保護と制限のバランスを考えることが重要である。

しかも、利用できるサービスにはどのような制度があり、その制度を知り、どこが対応し、そしてどのように対応しているのかを知っていなければ社会福祉士として対応できないのではないかと考える。そして、虐待あるいは不動産を含む相続等の個別事案については弁護士及び司法書士あるいは税理士等の福祉以外の専門職との連携が必要になると考える。

本稿では重度知的障害者である成年被後見人の後見事務を例にその一端を報告する。

## 3. 一般的な後見等事務について

後見事務を行なう場合の考えの根底にあるものは、成年被後見人等の意思を尊重し合理的判断により、本人にとって最善の利益になるように日常生活及び社会生活を支援することであ

る。

#### (1) 家庭裁判所に対しての事務について

大きく、一ヶ月報告、定期報告、及び死亡報告並びに終了報告がある。そして、保佐及び補助類型の代理権付与、また類型の変更についての相談調整及び審判開始の申立がある。

また、居住用不動産の処分に関する事、相続が発生した時、多額の支出が生じる場合等の事前相談等がある。

#### (2) 行政機関等における事務について

地方自治体の障害福祉関係部署、高齢者福祉及び介護保険、並びに医療保険に対するサービス利用等に伴う各種申請手続き、「国民健康保険収入所得状況等申告書」の提出、「臨時福祉給付金」支給申請手続き等がある。

介護保険法及び障害者総合支援法に伴う「要介護認定（一次）調査」あるいは「障害支援区分（一次）調査」に伴う調査時の立会いは、更新申請時に申請すればスムーズにことが運ぶようである。この調査は成年被後見人等の生活全般の基底をなすものであり、普段の身上監護に深く影響するために調査に立会うことは重要なことと考えている。

更に、成年被後見人等の郵便物等の送付先を成年被後見人等へ変更手続きを行えば、各種書類の遺漏を防ぐことができる。

#### (3) 金融機関等における事務について

「成年被後見制度に関する届出」を行う必要がある。その場合、届出印鑑は実印である。届け出に伴う使用印鑑の届出等の他の取扱いについては金融機関により異なっている。一度届ければ以後の取引については、登記事項証明書の提示は不要である。

更に、成年被後見人等の郵便物等の送付先を成年被後見人等への変更手続きを行えば、満期案内等各種書類の遺漏を防ぐことができる。

#### (4) 医療機関における事務について

入院契約及び入院費用の支払いがある。また、入院に伴う医療侵襲行為（手術、輸血、予防接種等については権限がない）以外の諸契約（日用品購入等）及び費用が生じる備品の借用等の契約及びその費用等の諸経費の支払がある。

#### (5) 家族・親族との関係について

連絡、報告、依頼事項等があり、文書や電話等で可能な場合が殆どであるが、できれば面談により普段より良好な信頼関係構築に努める必要がある。但し、虐待事案については修復に向

かうのか、逆に悪化が懸念されるのか、慎重に対応する必要がある。

#### (6) 成年被後見人等が利用している福祉サービス提供事業者等について

利用契約の締結、成年被後見人等との面会あるいはこの時を利用した職員等との面談、個別支援計画作成についての協議、及びサービス利用に伴う支払い等がある。そして、普段からこれらのことを通して事業者及び職員との信頼関係構築に努め、連携を深めることが重要である。

#### (7) 弁護士等司法の専門職との連携について

法的課題や問題等が生じた時は、早期の対処が重要であり、各専門士業の業務独占事項が生じた時はそのための相談が欠かせない、そのため弁護士、司法書士、あるいは税理士等の専門職とは普段から会える機会をとらえて積極的に関係性を築くことが重要である。逆に司法の専門職から福祉分野の制度に関する様々な相談、あるいは相談業務そのものに関する相談もある。

現在は福祉のことだから保健・医療・福祉での連携にとどまらず、司法分野を含めた連携が必要であると考ええる。

### 4. 成年後見人の職務の一実践例

#### (1) 事例の成年被後見人については次の通りである。

年齢は、申立時 50 歳代後半で、現在は 60 歳代後半である。性別は男性で、重度知的障害者であり、療育手帳は A 判定である。障害程度区分について、申立時は程度区分 2 であり、現在は要支援 3、そして要介護 1 である。

申立人は、伯父（80 歳代後半、3 親等）である。親族が申立人になる場合は、民法で 4 親等以内とされている。

審判確定は 2005 年で、12 年 6 ヶ月受任している。

尚、事例報告にあたり一部加工していることをお断りする。

#### (2) 申立時の成年被後見人（以下、本人）について

##### 1) 申立て前の生活状況について

4 人家族であったが、10 数年前に父親は亡くなり、母親は審判申立の約 2 ヶ月前に亡くなっている。その後、アパートで妹（中軽度知的障害者、療育手帳 B 判定 障害程度区分 2）と二人暮らし、両者とも同じ通所事業所を利用していた。

二人の生活の支援は、通所事業所管理職員（財産管理を含む）及び地域生活支援センターの管理職員が行っていた。そして、地域生活支援センターからの相談で成年後見制度利用が妥当

ということになった。

## 2) 申立理由について

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者（民法第7条、後見）及び精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者（民法第11条、保佐）である兄妹二人が、自分らしい日常生活及び社会生活を営むこと、及び亡母の相続を行うためである。身上監護及び財産管理のためである。

妹も本人の成年後見申立時に同時に保佐申立を行う。この時、他の社会福祉士から二人の候補者になればと薦められた。しかし、亡母の遺産相続が存在し、遺産協議を行わねばならず、その場合、利益相反行為になると判断し、当時から面識のある弁護士に事情を説明をしたところ、妥当とのことで、筆者が本人の後見人で、弁護士が妹の保佐人として申立てることとした。

## (3) 家庭裁判所に申立及び審判が確定するまでに行ったことについて

地域生活支援センターの管理職員と筆者の二人は、本制度の説明のために本人の伯父に面談を申し入れ、快諾される。面談は伯父宅で行うが、訪問すると、主な親族が集まれ八畳ほどの部屋が満室であった。成年後見制度の説明及び申立てに至る経緯等を説明し、同意を得た。その上で、申立人をその場の親族間で決めていただき、申立てについての助言等を行った。

その約2ヶ月後に本人の居住地を管轄する裁判所に申立てられ、その約3ヶ月後に審判が確定した。

## (4) 申立から審判確定までについて

後見人候補者の面接調査が、裁判所にて家庭裁判所調査官により行われると共に照会書の提出を求められる。そして、妹の保佐人候補者（弁護士）の面接調査が日を変えて同所にて同調査官により行われ、筆者も同席する。

また、本人調査について、同調査官が通所事業所においてその施設長に面接調査を行っている。

本人及び妹の生活の困難の緊急性のために、地域生活支援センター長と通所事業所施設長との協議で、調査期間中に本人は直ちに入所利用可能な知的障害者更生施設（当時）を、妹は別法人運営のグループホームを利用するようになる。尚、審判が確定するまでは成年後見人の権限はない。

その後、前記調査官より、本人が利用している知的障害者更生施設にて、本人及び施設についての調査面談を同施設にて、同調査官が本人及び施設長に対して行う旨の連絡がある。筆者は同施設について事前に少しでも知っておきたい等を申出て同席することとなる。

面談当日、筆者は面談時刻より早めに到着し、日中活動の一端を垣間見て面談に同席する。

活動を見た範囲で介助等の支援の様子で気になることがあり、調査面談の場で一般論として尋ねると、施設長は制度の参考書籍を持ち出して、成年後見制度の勉強をしているがと言いながら、調査官と筆者に向かって候補者を変えることはできないか、知っている専門職がいると言われる。筆者は調査官と顔を合わせるのみであった。

筆者が、施設での面談時に垣間見た様子及び施設長の言葉から、帰宅後、同調査官に利用施設の変更を相談し同意を得た。本人にとってより良い施設であろうと思われる施設に、当時、2年程は待ってもらわなければと言われ、しかも審判確定前であるが、本人への支援等及び生活改善等を最優先にし、そして兄妹二人が唯一の身内であり、近くで行き来が可能な施設が良いと考えて利用登録をする。利用登録を行った施設は、妹が利用するグループホームと同一法人が運営する知的障害者更生施設であり、筆者が以前より数回訪問したことがあり、施設長も良く知っており、介助や寄り添い等の支援に問題がないと思われる施設である。

#### (5) 成年後見人を受任後の事務について

審判の確定後に先ず行うことは、法務局にて「登記事項証明書」を申請受領することである。各種機関にて様々な手続き等を行う場合に必携の証明書である。この登記事項証明書により成年後見人等であることが証明できる。併せて顔写真付きの公的証明書（運転免許証等）が必要である。それらによって登記事項証明書に記載されている成年後見人等がその本人であることが証明できる。従って、各種機関等で後見等事務を行う場合は、両者を携行する必要がある。

##### 1) 家庭裁判所との関係について

###### i) 家庭裁判所への一ヶ月報告について

審判確定後から一ヶ月後には報告をしなければならない（一ヶ月報告）。この報告を行うまでの職務がその後の職務に大きな影響を与える。一ヶ月報告には財産目録が含まれ、その項目には不動産、預貯金、有価証券、生命保険、現金等、及び負債があり、今後の財産目録作成の基本になる。

ii) その後は定期報告を年一回行い、家庭裁判所の監督を受けることになる。報告書は家庭裁判所の所定の後見事務報告書、財産目録、収支状況表、及び収支予定表であり、それらの根拠を示す資料を添付しなければならない。

iii) 上記以外について成年後見人が法律行為を行う場合、日用品の購入その他日常生活に關する行為以外は代理権を有している（民法第9条）。しかし、多額の支出あるいは遺産相続が生じた場合等は、家庭裁判所に相談しながら事務をすすめている。

## 2) 預貯金等の引渡し事務について

施設に対して報告書作成に必要な現有財産の把握のために金融機関との取引口座（障害基礎年金振込口座を含む）及び現金等が手元であれば、それらの引渡しを早期に行う旨を幾度となく要請する。しかし、行われないうえに裁判所に口頭であるが、その旨を報告する。家族あるいは親族後見人等の場合は起こりえることではある。施設でこのような事態が発生することは異常であると考えられる。そのため施設に対して、成年後見人等は、裁判所の監督下にあり、監督されている（民法第863条）。財産等の引渡しが行われないうえに報告が遅れる。そして、施設が引渡しを行わないということは、不正行為が行われていることを疑う旨の一文を報告書に記して家庭裁判所に報告する旨を伝えると、間もなく引渡しを行う旨の連絡がある。

現金を受領した場合は、受領日を起算日として現金出納帳を作成して管理する必要がある。日付けが相違するとその間の横領を家庭裁判所に疑われかねないと考えており、細心の注意が必要である。

この施設には、金融機関との取引口座通帳の引渡し以外にも問題があった。

例えば、成年後見人に対して家族会活動としての作業奉仕への強要的な言動があった。

また同一法人運営によるグループホーム利用についての話があり、本人が普段の日常生活がどのような状態なのかを知りたく、口頭での説明及び個別支援計画関係書類並びに個別支援記録を閲覧したい旨を依頼すると、口頭での説明はあるが、記録類の閲覧はならなかった。しかし、本人が同行のうえで現地を見学したく依頼し、現地を見学する。本人は下を向き、表情が変わり、筆者を見るような行為をする。また、筆者は土曜日及び日曜日の日中の過ごし方について説明を求めると、現在の利用施設で過ごすとのことである。

説明の端々から、それでは地域生活というグループホームの機能の意味合いが極めて薄く、施設の定員等の施設都合による移行ではないかとの懸念が強く、そして本人の表情等の変化も考慮して、グループホームへの移行は断ることにし、利用登録を行っている施設の順番がくることを待つことにした。

## 3) 受任時の金融機関との取引開始事務について

金融機関との取引口座の通帳及び証書等の受領後は、取引金融機関に「成年後見制度に関する届出」を行なった。そして、該当金融機関での取引一切（預金貸金共に）の残高証明書発行を依頼し、受領した。これにより該当金融機関の取引を確定することが可能となる。そして、郵便物等の送付先変更手続きを行うことも重要である。

また、通帳等を受領した金融機関以外の取引については、郵便物の確認が一年間は必要である。満期案内あるいは取引明細書等の送付がある場合のためである。その場合は、家庭裁判所に新たな発見があった旨の報告を行うと共にその取引金融機関に上記の手続きを行う必要がある。

4) 不動産資産について

固定資産税（評価・課税）証明書にて確認できるので市町村役場にて申請受領し、確認する必要がある。

5) 受任時の身上監護事務について、

市町村役場への住所異動届け、福祉サービス利用に必要な各種申請手続き、健康保険に関する手続き等があり、また、年金受給についての住所変更手続き等がある。

6) 福祉サービス利用について

利用登録の順番になり、重要事項説明書の説明を受け、利用契約のため施設を訪問する。事前に訪問日時を調整していたこともあり、訪問すると本人が玄関に立っているのが玄関ドアのガラス越しに見える。事前に職員から伝えられていたようである。筆者が玄関内に入ると、筆者に気付き床を指さして「えー、えー（良いとの意味）」と表情を和めて数回言われる。その後、本人は筆者の隣りに座り、利用手続きの様子を見ている。

7) 利用契約等について

i) 利用契約書の署名欄に連帯保証人欄があり、連帯保証人に求める事柄は何かを尋ね、成年後見人の職務及び立場を説明し理解を得て、連帯保証人欄への記載は行わないこととする。

他の契約書等においても連帯保証人以外で身元保証人あるいは身元引受人として求められる場合があるが、これらの場合も説明をして理解を得て自署及び捺印はすべて断っている。

ii) 施設が作成する個別支援計画については、作成時に協議している。そして、少なくとも毎月一回は訪問し、本人に面会して話をするようにして心身等の様子を見るようにしている。また、その際には職員とも面談し、最近の様子を伺うようにしている。この様に本人との面会時を利用して本人との信頼関係、そして事業者及び職員との面談を通して信頼関係を深めることに努めている。信頼関係をより良く構築するには、電話あるいは文書によるよりは普段から対面することが重要と考えている。

iii) 入所支援施設の本人の担当者から、同一法人が運営しているグループホーム利用の相談がある。個別支援計画作成時の協議では以前から筆者にも相談があり、移行に向けて支援を行っていた経緯がある。そのうえでの相談であり、日常的に支援を行っている支援者からの相談ではあるが、担当者個人の意見なのか、あるいはケース会議等で集約された意見なのかを確認する。

会議での意見であり、後見人の意見を聴いた後に決定したいとのことであり、現地を確認した後に決定することにする。

本人と共に現地を見学し、職員から説明を受ける。現地は住宅地の一軒家である。本人は二



コニコして部屋の中を歩いており、移行を望んでいるようである。

また、移行と同時に利用を予定されている就労継続支援 B 型事業所は徒歩圏内に存在しており、地域生活の視点からも妥当であると考えて移行及び就労継続支援 B 型事業所の利用に同意する。

iv) グループホーム移行後に本人の担当者から休日の過ごし方について移動支援事業利用の相談があり、同意する。

本人に様々なことを経験して知ってもらい、社会に触れて視野を広げてもらいたいためである。月一回の利用であるが、バスや JR を利用して買い物や食事に出掛けており、時には県外にも出掛けている。

v) 計画相談支援事業を利用して第三者の視点を入れるようにしている。

vi) これら二件の利用に際しての契約書は、その内容に本人にとっては不利益になりかねないと思われる内容が存在していたために、重要事項説明書及び契約内容の詳細な説明と共にその箇所の部分的な改正を求め、改正になった箇所がある。

vii) 行政機関については、障害者総合支援法に基づく福祉サービス利用の各種申請（新規・更新・変更）手続きがある。郵送等で可能であっても福祉事務所あるいは市町村役場へ出向いて手続きを行うようにしている。本事例では、現在は次のような申請書がある。「世帯状況・収入等申告書兼利用者負担額減額・免除等申請（変更申請）書」、「訓練等給付費 地域生活支援事業等 支給申請書 兼 障がい支援区分認定申請書」及び「計画相談支援給付費支給申請書」等である。

また、本人が 65 歳に達した時点で「介護保険 要介護・要支援認定申請書」が加わった。

viii) 制度上は介護保険適用が優先する。しかし、福祉事務所での新規申請時に障害福祉担当者及び介護保険担当者に対して、知的障害者は認知症高齢者とは支援のありようが異なること、環境の変化に対する適用力が低いこと、そして今まで過ごしてきた生活環境を年齢によって断ち切るようなことはしないで、今まで通り安心して安全な生活を送りたい旨等の意見を述べた。このことは、各種手続きを窓口にて行なうことによって担当者との信頼関係があつたことと振り返っている。現在、障害福祉サービスを利用している。

以上、後見事務の事例とその法行為等について報告した。この報告から見てきたことを次に整理する。

## 5. 成年後見人等の職務とソーシャルワーク

社会福祉士は社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条で「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の

援助を行うことを業とする者をいう。」とされている。

一方、法定後見制度は、本人が判断能力の面で日常生活及び社会生活を営むうえで支障を来す場合に、本人のニーズをより満たすために法定代理人として契約締結等の法行為を行うことによって本人を支援する制度である。しかし、医療侵襲行為及び一身専属的な行為は、権限の及ばない行為とされている。

そして、ADL 及び IADL への介護や支援等は事実行為であり、職務義務の及ばない行為とされている。そのような支援等が必要になった場合は、そのためのサービスの利用契約を行い本人のニーズを満たすこととされている。

そして、契約書及び申請書等の作成において、家族等が本人に変わり代筆することとは異なり、成年後見人等が行う行為は法定代理人として本人が行ったこととして捉えられる。また、これらの行為を行うために生じる付随行為がある。

これらの行為は、両者共に本人の生活全般に関わることであるが、法行為として関わるか否かの違いがある。そして、相談に応じる、あるいは代理行為を行う場合にも制度を知っていなければならない。

高齢者、障害者、子ども、等々領域があり、それらの中でも専門領域があるにしても、全般的に制度を知っていなければ、自分に不得手な場合、どこに、あるいは誰につながれば良いのか、該当機関等に対してなのか、あるいは担当者等の個人に対してつなぐのか、また、特に最近では司法に関する事柄が増えており、弁護士、司法書士、税理士等の専門職との連携が不可欠である。その場合、問題等が生じた場合だけではなく、日頃から連携がとれていることが重要である。そのためには機関あるいは団体間等のネットワークと共に重要なのが個人間のネットワークであり、これらの二層のネットワークが必要と考える。

## 6. 終わりに

社会福祉士の主たる業務は相談業務であり、連絡及び調整その他の援助を行うことを法は求めている。法定後見制度では、身体の状態を除く判断能力の程度に応じて、日常品の購入その他日常生活に関する行為以外の本人の生活全般に法的に支援を行う制度である。

両者の違いは、法行為及び事実行為について職務に含まれるか否か、また財産管理の有無等であり、両者が本人にとってより良い生活を送れるよう支援することに違いはない。

成年後見制度が「権利擁護と成年後見制度」として社会福祉士国家試験科目になっており、また成年後見制度利用促進法が2016年5月13日に施行されていることをみれば、この制度が本人の権利擁護のための重要な手段であり、道具の一つであることが分る。

見方を変えれば、成年後見制度を知らないことは、本人の権利侵害につながりかねないとも考えることができる。

成年後見制度の利用の妥当性を含めて、支援するためには本人をより理解することが必要で

あり、そのためには本人及び本人の関係者等と現場で面談等することが重要と考える。その手段としてもネットワークの活用が必要であり、報告、連絡、相談、そして場合によっては交渉、説得も含めて調整しなければならないこともある。

このような行為は、相手があるため現場実践でしか学ぶことができず、日々が学びであり引続き実践を重ねていきたいと考えている。

## 文献

内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局 2017年4月「成年後見制度の現状」。

閣議決定「成年後見制度利用促進基本計画について」平成29年3月24日。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長発出 障発0331第15号平成29年3月31日「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン」。

上山泰著（2015）「専門職後見人と身上監護〔第3版〕」（株）民事法研究会。

障害者差別解消法解説編集委員会編著（2014）「概説障害者差別解消法」（株）法律文化社。

川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司著（2016）「合理的配慮」（株）有斐閣。

日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編（2012）「障害者虐待防止法活用ハンドブック」（株）民事法研究会。

日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編（2014）「高齢者虐待防止法活用ハンドブック第2版」（株）民事法研究会。

（おか つねただ 福祉教育開発センター非常勤講師）